

定 款

アートグリーン株式会社

平成 3年12月制定
平成14年10月改訂
平成16年 9月改訂
平成17年10月改訂
平成18年10月改訂
平成27年 1月改訂
平成27年 8月改訂
平成31年 1月改定
令和 2年 1月改定
令和 3年 1月改定

定 款

第1章 総 则

(商 号)

第 1 条 当会社は、アートグリーン株式会社と称し、英文ではARTGREEN
EN. CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 生花・種苗の生産、卸売、販売並びに輸入
2. 観葉植物のレンタル
3. 造花の製造・レンタル
4. 園芸資材の卸売
5. 園芸に関する総合コンサルタント
6. 土木工事業
7. 造園工事業
8. 物品の販売業
9. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,200,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株式名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手数料等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総

会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって基準日を設けることができる。ただし、基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利（基準日から3ヶ月以内に行使するものに限る。）の内容を定めた事項を公告しなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の

2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社は3名以上、10名以内の取締役を置く。

(選任の方法)

第20条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は更に短縮すること

とができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 会社を代表する取締役は、取締役会の決議で定める。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。

(決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除等)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議を

もって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者も含む。）の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度内において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（員 数）

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

第32条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の選任の効力）

第33条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第35条 監査役会は、監査役会の決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除等)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者も含む。）の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度内において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第42条 会社は、会計監査人を置く。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当財産の除斥期間)

第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

上記は当会社の定款に相違ありません。

令和3年1月29日

アートグリーン株式会社

代表取締役 田中 豊

